



うえの事務所通信

青空を忘れてしまいそうなほど長雨が続く毎日ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染者はいまだ増加の傾向にあります。法的な観点から注意が必要なのは、労働災害（労災）です。

新型コロナウイルス感染症に関連する労災については、厚生労働省がすでに基準を発表しており、医療従事者の感染については、広く労災認定されとされています。また、医療従事者以外でも、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事する者の感染が労災とされる可能性があります。複数の感染者が確認された労働環境下や、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務に従事する場合などがこれに当たります。この基準からすると、自社でクラスターが発生してしまうと、多くの従業員が労災認定される恐れがあるといえます。

感染した労働者が集団で休暇となると仕事が回らなくなりますし、労災認定をされると労働者に慰謝料を支払ったり、労災保険給付で填補されない賃金を会社が負担したりすることになります。これらを回避するためにも、クラスターの発生は絶対に防がなくてはなりません。防止策の一つとして、感染症予防指針を設けることをおすすめします。対策を講じていることを従業員や顧客に広く開示することで、安心感を与え、信頼を得ることに繋がります。また、指針を設けることにより、感染者が出た場合にも、会社の責任を軽減することができます。

新型コロナウイルスの一日も早い収束と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス等の感染症予防指針

こちらからダウンロードできます。
ぜひお役立てください。



群馬県では、7月末まで「愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって！応援キャンペーン」と題して、群馬県内の登録宿泊施設に宿泊すると、1人につき5,000円の補助が受けられるキャンペーンが行われています。

先日、そのキャンペーンを利用して伊香保温泉に行ってきました。前橋市に住んでいた頃は弁護士会関係の研修や会合等で、度々伊香保へ行っていましたが、館林市に移住してからはすっかり足が遠のいていました。

久しぶりに訪れた伊香保で、旅館の従業員に外国の方が増えていたことに驚きました。国籍も様々です。夕食の給仕を担当してくれた方は日本人だと思っておりましたが、後で外国の方だとわかり、あまりにも完璧な日本語に感心しました。朝食の給仕を担当してくれた方はスリランカ出身でした。スリランカを旅行したことがあったので、少し話をしました。

このような旅館での仕事は若い日本人は避ける傾向があるのでしょうか。改めて外国の方がいないと日本の経済は回らないなど感じました。

伊香保からの帰路の定番といえば、日本三大うどんのひとつ、水沢うどんですね。今回は、大澤屋で頂いてきました。

